

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 7 項の規定により、長野県道路公社ほか31団体について監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成16年 3 月31日

長野県監査委員	石 坂 千 穂
同	樽 川 通 子
同	丸 山 勝 司
同	東 方 久 男

### 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助等を行った団体について、平成14年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

#### 2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、次の基準により32団体を選定し、平成16年 1 月20日から平成16年 2 月17日までの間に実施しました。

- (1) 県から 1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (2) 県から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出えんを受けている団体
- (3) 県から 1,000万円以上の債務保証（借入金の元金又は利子の支払の保証）を受けている団体
- (4) 県から 1,000万円以上の委託金を受けて公の施設を管理している団体

#### 3 監査の実施方法

監査は、次の方法により18団体については実地監査を、14団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聴き取る等の方法により実施しました。

- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

#### 4 監査の結果

監査対象団体ごとの監査結果は、次のとおりです。

指摘事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして、改善を指示したものです。

指導事項は、指摘には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し改善を促したものです。

検討事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行の制度又は運用の改善を検討する必要があると認められるものとして、検討を求めたものです。

##### (1) 実地監査

団体名	長野県道路公社		NO. 1
監査年月日	平成16年1月20日	所管部局	土木部
監査対象事項	出資金（出資率100%）	21,952,700,000 円	
	長野県道路公社借入金債務保証（平成14年度末借入残額）	31,154,595,824 円	
	（平成14年度借入額	344,500,000 円）	
監査結果	<p>検討事項</p> <p>財務諸表は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）等に基づき作成されていますが、決算書に支出の伴わない「特別法上の引当金等」の繰入額を計上したり、道路に正規の減価償却を実施しないで損益計算書の当期剰余金がゼロとなるように償還準備金を繰り入れることにより、剰余金又は欠損金が生じない仕組みが採用されており、わかりにくいものとなっています。</p> <p>県民に、より分かり易い財務諸表となるよう会計基準の改正について、関係機関等への要請を検討してください。</p>		

団体名	長野県森林組合連合会		NO. 2
監査年月日	平成16年1月20日	所管部局	林務部
監査対象事項	地域森林管理システム整備事業補助金	450,000 円	
	森林整備等促進資金貸付金	90,000,000 円	
	特用林産振興資金貸付金	75,000,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	社団法人 長野県観光協会		NO. 3
監査年月日	平成16年1月20日	所管部局	商工部
監査対象事項	出資金（出資率80.3%）	100,000,000 円	
	長野県観光協会運営費補助金	25,836,213 円	
	観光事業振興助成補助金	7,254,000 円	

	長野県観光協会事業運営資金貸付金	2,000,000,000 円																		
監査結果	<p>1 指摘事項 観光協会運営費補助金 188,321円が過大受領になっていましたので、速やかに返還されるとともに、今後は適正な事務処理に努めてください。</p> <p>2 指導事項 (1) 協会の経理規程に基づく、収入の調定処理がされていないものがありました。 (2) 国民宿舎事業会計の収支計算書が作成されておらず、収支計算書総括表に含められていませんでした。 (3) 引当金の計上方針等を明らかにした計算書類に対する注記が、記載されていませんでした。</p> <p>3 検討事項 平成15年3月末現在、販売用不動産として所有する次の表の分譲地等には、処理が困難な土地も含まれています。 関係機関と連携を図り、売払いも含め有効活用について検討してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地等</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南軽井沢小倉の里別荘分譲地</td> <td>7,707</td> <td>11,529</td> </tr> <tr> <td>白馬山麓落倉別荘分譲地</td> <td>2,060</td> <td>1,244</td> </tr> <tr> <td>白馬山麓落倉保健休養地</td> <td>129,220</td> <td>76,746</td> </tr> <tr> <td>事業用仮勘定</td> <td>5,811</td> <td>25,895</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>144,798</td> <td>115,414</td> </tr> </tbody> </table>		所在地等	面積 (㎡)	金額 (千円)	南軽井沢小倉の里別荘分譲地	7,707	11,529	白馬山麓落倉別荘分譲地	2,060	1,244	白馬山麓落倉保健休養地	129,220	76,746	事業用仮勘定	5,811	25,895	計	144,798	115,414
所在地等	面積 (㎡)	金額 (千円)																		
南軽井沢小倉の里別荘分譲地	7,707	11,529																		
白馬山麓落倉別荘分譲地	2,060	1,244																		
白馬山麓落倉保健休養地	129,220	76,746																		
事業用仮勘定	5,811	25,895																		
計	144,798	115,414																		

団体名	しなの鉄道 株式会社		NO. 4
監査年月日	平成16年1月20日	所管部局	企画局
監査対象事項	出資金 (出資率75.2%)	1,749,000,000 円	
	鉄道近代化設備整備費補助金	9,829,000 円	
	しなの鉄道事業用資産取得資金貸付金 (平成14年度未貸付残額)	10,344,599,851 円	
	しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償 (平成14年度借入額)	1,200,000,000 円	
監査結果	<p>検討事項 株主には増減資等、債権者には返済期限の延長や金利の減免等、相応の支援の要請をするとともに、東日本旅客鉄道(株)と篠ノ井～長野間の営業権問題について協議することを検討してください。</p>		

団体名	依田窪医療福祉事務組合		NO. 5
監査年月日	平成16年1月20日	所管部局	社会部
監査対象事項	介護保険事業費補助金	1,180,000 円	
	介護給付費負担金	112,717,765 円	
	介護保険財政安定化基金貸付金	42,727,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	社団法人 長野県畜産物価格安定基金協会		NO. 6
監査年月日	平成16年 1月21日	所管部局	農政部
監査対象事項	出資金（出資率33.2%）		96,000,000 円
監査結果	<p>検討事項</p> <p>肉用子牛生産者補給金制度に基づく、生産者との補給金交付契約者数は漸減傾向にあります。</p> <p>契約者数の減少は、協会経営の根幹に係る事態であることから、その原因を究明し適切な対応について検討してください。</p>		

団体名	財団法人 長野県文化振興事業団		NO. 7
監査年月日	平成16年 1月21日	所管部局	生活環境部、教育委員会
監査対象事項	出資金（出資率100%）		20,000,000 円
	長野県県民文化会館音楽文化普及事業補助金		19,444,000 円
	伊那文化会館芸術鑑賞促進事業負担金		5,000,000 円
	信濃美術館自主事業共催負担金		500,000 円
	文化会館・創造館等管理運営等事業委託 （県民・伊那・松本文化会館、飯田・佐久創造館）		1,050,292,224 円
	歴史館管理運営等事業委託		433,251,616 円
	信濃美術館管理運営等事業委託		222,484,664 円
	歴史館緊急雇用対策事業委託		22,791,680 円
監査結果	<p>1 指摘事項</p> <p>平成13年度の監査において指導したもののうち次の事項について、改善がされていませんでした。</p> <p>(1) 公益法人会計基準に基づく計算書類の「正味財産増減計算書」の作成</p> <p>(2) 事業団財務規程に基づく「総勘定元帳」及び「受託財産台帳」の整備</p> <p>2 指導事項</p> <p>(1) 事業団財務規程に基づく、未収金及び未払金の伝票処理がされていないものがありました。</p> <p>(2) 貸借対照表の計上額（未収金及び未払金）に誤りがありました。</p> <p>(3) 特別会計を設けているが総括表が作成されていませんでした。</p> <p>(4) 一般会計と特別会計間において繰出金・繰入金として計上すべきところ、負担金支出・交付金収入として処理されているものがありました。</p> <p>(5) 修繕工事等において、予定価格の設定が明確でないものがありました。</p> <p>(6) 修繕工事の発注において、特段の理由がないのに1者選定しているものがありました。</p> <p>(7) 修繕工事において発生した建設廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）に基づき適正に処理されているか確認できる書類が、整備されていませんでした。</p> <p>(8) 給与手当の支給に関する事務処理において、住居届及び扶養親族現況届</p>		

に必要な書類の整備がされていないものがありました。

3 検討事項

(1) 公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）では、「公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。」として、「財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。」とされています。広く県民の意見を求めるとの観点から評議員及び評議員会の設置について検討してください。

(2) 決算書類では、常勤職員の人件費を除く管理経費は文化施設ごとに支出計上されていますが、受託収入及び常勤職員の人件費は文化施設ごとに計上されておらず、文化施設ごとの収入・支出がわかりにくいものとなりました。

県民に分かり易い決算の表示について検討してください。

団体名	財団法人 長野県下水道公社		NO. 8
監査年月日	平成16年 1月21日	所管部局	土木部
監査対象事項	出えん金（出えん率50.0%） 20,000,000 円 諏訪湖流域下水道維持管理業務委託 1,346,525,000 円 千曲川流域下水道維持管理業務委託（下流処理区） 589,730,000 円 千曲川流域下水道維持管理業務委託（上流処理区） 443,981,000 円 犀川安曇野流域下水道維持管理業務委託 346,972,000 円		
監査結果	<p>1 指導事項</p> <p>市町村からの公共下水道維持管理受託事業において、管理運転業務の再委託にあたり委託業者の選定理由が明確でないものがありました。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 市町村からの排水設備工事責任技術者試験講習等の受託事業について、平成14年度収支は大きな収益となっていますが、受講者手数料の額が適正であるか検討してください。</p> <p>(2) 県からの流域下水道維持管理業務受託経費の執行については、公社それぞれの流域管理事務所において行われていますが、薬品購入及び施設管理業務等について、大量発注、大量購入による経済性の観点から、本社での一括契約等について検討してください。</p> <p>(3) 固定資産のうち、運営調整引当預金及び公益事業引当預金は、合計8億330万円余で、これらを含めて15億円余の正味財産が計上されており、多額の資金が内部留保されていると考えられます。</p> <p>指導監督基準では、「いわゆる『内部留保』については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。」（公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」という。）では、「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業</p>		

に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%以下であることが望ましい。」)とされています。  
内部留保の適正規模について検討してください。

団体名	社団法人 長野県林業コンサルタント協会		NO. 9
監査年月日	平成16年1月21日	所管部局	林務部
監査対象事項	出資金(出資率100%)	1,000,000 円	
監査結果	<p>1 指摘事項 臨時職員への報酬の支給事務において、協会の規程に定められている支給日を、特段の理由もなく遅延して支給しているものがありました。</p> <p>2 指導事項 (1) 臨時職員に対する報酬(日額)は、協会の規程において「理事長が別に定める。」と規定されていますが、明確な決定基準を定めずに支給がされていました。 (2) 協会各事務所の少額支払について、現金払いを行っているものがありました。事故防止の観点から支払方法の改善をしてください。</p> <p>3 検討事項 平成14年度決算から、会計基準の適用を「企業会計の基準」から「公益法人会計基準」に変更したことによる引当金等の戻入処理により、正味財産は18億円余が計上されており、多額の資金が内部留保されていると考えられます。 指導監督基準では、「いわゆる『内部留保』については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。」(運用指針では、「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%以下であることが望ましい。」)とされています。 内部留保の適正規模について検討してください。</p>		

団体名	長電バス 株式会社		NO. 10
監査年月日	平成16年1月26日	所管部局	企画局
監査対象事項	地方バス運行対策費補助金(生活交通路線維持費補助金)	51,669,000 円	
	“(車両購入費補助金)	11,250,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	財団法人 長野県農業開発公社		NO. 11
監査年月日	平成16年1月26日	所管部局	農政部
監査対象事項	出えん金(出えん率100%)	313,000,000 円	
	農地保有合理化促進事業補助金	207,181,000 円	
	土地改良事業等補助金	1,500,000 円	
	農地保有合理化促進借入金損失補償(平成14年度借入額)	3,399,900 円	

監査結果

1 指導事項

- (1) 建設工事発注の業者選定は「長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱」により行うとされていますが、特段の理由がないのに、要綱に規定する等級別発注標準によらないで業者選定をしているものがありました。
- (2) 建設工事において発生した建設廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されているか確認できる書類が、整備されていませんでした。

2 検討事項

- (1) 担い手農家等へ売り渡すことなどを目的に、農地保有合理化事業により購入した農用地の保有量1,571,839㎡、33億7,420万円余のうち、5年を超え長期にわたり保有しているものが、平成15年3月末現在次の表のとおりありました。

原因を分析し、処分や評価減等について検討してください。

購入年度	面積 (㎡)	件数	金額 (千円)
平成6年度以前	230,932	39	827,767
平成7年度	34,023	13	211,620
平成8年度	27,475	14	176,762
平成9年度	47,243	19	226,310
計	339,673	85	1,442,459

- (2) 平成15年3月末現在の貸借対照表のうち、公社特有の引当金が負債の部に、また、これらに対応する引当預金が資産の部に計上され、次の表のようになっています。

負債の部に計上したそれぞれの引当金については、負債性引当金としての妥当性を、また、これらに対応する引当預金については引当金を超える額の妥当性を検討してください。

(単位：円)

勘定科目	資産の部	負債の部	差引
	引当預金額	引当金額	
合理化事業損失引当預金・引当金	223,774,805	223,774,805	0
担い手確保事業引当預金・引当金	4,673,422	3,241,608	1,431,814
担い手経営規模拡大助成事業基金引当預金・引当金	4,145,675	4,145,675	0
中山間地域事業引当預金・引当金	1,505,044	1,397,537	107,507
新合理化特別事業引当預金・引当金	6,256,015	6,256,015	0
経営強化基金引当預金	60,950,342	0	60,950,342
特定資産管理引当金	0	100,048,000	100,048,000

団体名	長野県土地開発公社		NO. 12
監査年月日	平成16年1月26日	所管部局	企画局
監査対象事項	出資金(出資率100%)	20,000,000円	
	長野県土地開発基金貸付金(平成14年度末貸付残額)	544,713,833円	

	(平成14年度貸付額	3,155,750,058 円)																
監査結果	<p>検討事項</p> <p>平成15年3月末現在、保有している用地 876,624㎡、343億1,906万円余のうち、5年以上の長期にわたり保有しているものが、次の表のとおりありました。県の関係部局等と連携を図り、早期処分について協力してください。</p> <p>また、時価が取得価格より下落している長期保有用地については評価減を、地価変動等調整引当金については計上金額の妥当性を検討してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管部局</th> <th>保有用地</th> <th>面積(㎡)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木部</td> <td>土木関連</td> <td>5,177</td> <td>626,354</td> </tr> <tr> <td>商工部</td> <td>産業団地</td> <td>607,102</td> <td>18,018,456</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>612,279</td> <td>18,644,810</td> </tr> </tbody> </table>		所管部局	保有用地	面積(㎡)	金額(千円)	土木部	土木関連	5,177	626,354	商工部	産業団地	607,102	18,018,456	計		612,279	18,644,810
所管部局	保有用地	面積(㎡)	金額(千円)															
土木部	土木関連	5,177	626,354															
商工部	産業団地	607,102	18,018,456															
計		612,279	18,644,810															

団体名	諏訪バス 株式会社		NO. 13
監査年月日	平成16年1月27日	所管部局	企画局
監査対象事項	地方バス運行対策費補助金(生活交通路線維持費補助金)		19,613,000 円
	" (車両購入費補助金)		10,254,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	財団法人 長野県中小企業振興公社		NO. 14
監査年月日	平成16年1月27日	所管部局	商工部
監査対象事項	出資・出えん金(出資・出えん率73.4%)		305,000,000 円
	草の根創業支援基金出えん金		7,000,000 円
	中小企業振興公社運営費補助金(運営事務費)		256,967,880 円
	" (中小企業支援センター事業)		118,042,000 円
	" (下請企業振興事業)		87,018,012 円
	" (中小企業情報センター事業)		54,142,000 円
	" (商業振興センター事業)		3,774,097 円
	" (設備資金貸付事業)		2,000,000 円
	小規模企業者等設備導入資金貸付金(設備導入貸付資金)		
	(平成14年度末貸付残額)		312,760,000 円
	(平成14年度貸付額)		500,000,000 円)
	小規模企業者等設備導入資金貸付金(設備導入貸与資金)		
	(平成14年度末貸付残額)		1,084,730,940 円
	(平成14年度貸付額)		300,000,000 円)
	中小企業設備貸与資金貸付金		60,377,182 円
	中小企業振興公社設備貸与事業借入金損失補償		
	(平成14年度末損失補償範囲額)		450,807,800 円
	(平成14年度損失補償範囲額)		47,000,000 円)
	中小企業情報センター - 管理委託		74,075,782 円
監査結果	1 指導事項		

企業会計基準に基づく会計処理としているため、次のような計算書類となっていました。公益法人会計基準に基づく計算書類を作成してください。

(1) 収支計算書が作成されていませんでした。

(2) 特定引当金（事業調整費準備金、二千年事業補填準備金等）及び貸倒引当金等の計上方針等を明らかにした計算書類に対する注記が、記載されていませんでした。

## 2 検討事項

(1) 指導監督基準では、「公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。」として、「財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。」とされています。広く県民の意見を求めるとの観点から評議員及び評議員会の設置について検討してください。

(2) 割賦設備やり - ス設備・貸付金とこれらの遅延にかかる未収債権や求償債権について、金融商品会計基準に準じて資産査定を実施し、適正な貸倒引当金の計上について検討してください。

団体名	浅間高原観光開発 株式会社		NO. 15
監査年月日	平成16年1月28日	所管部局	企業局
監査対象 事項	浅間高原観光開発株式会社事業運営資金貸付金 (平成14年度末貸付残額)		70,000,000 円
監査結果	<p>検討事項</p> <p>平成15年2月期決算の貸借対照表では、従業員に対する退職給与引当金や賞与引当金が計上されていませんでした。また、コ - ス勘定（11億円余）については、今後、減損会計の適用を検討する必要があります。</p> <p>これらを踏まえれば、平成16年2月期決算は厳しい決算が予想されますので、早急に抜本的な再建計画を立ててください。</p>		

団体名	社団法人 長野県地域開発公団		NO. 16
監査年月日	平成16年1月28日	所管部局	企業局
監査対象 事項	出資金（出資率26.5%）		15,000,000 円
監査結果	<p>1 指導事項</p> <p>公団財務規程は「公団の会計は、公益法人会計基準及び企業会計原則に基づいて経理しなければならない。」とされ、2つの会計基準を並列している結果、次のような計算書類となっていました。公益法人会計基準に基づく計算書類を作成してください。</p> <p>(1) 収支計算書が作成されていませんでした。</p> <p>(2) 引当金の計上方針等を明らかにした計算書類に対する注記が、記載されていませんでした。</p> <p>(3) 財産目録は勘定科目と金額のみで、具体的内容の記載がありませんでした。</p>		

## 2 検討事項

- (1) 公団が2億150万円の株式所有と、2億5,000万円の貸付けを行っている浅間高原観光開発㈱の経営状況は、債務超過に至ることが懸念されます。
- また、株式1億6,800万円の所有と、6億2,645万円余の債務保証等を行っている飯綱リゾート開発㈱は、債務超過の状況となっています。この他、富士見高原保健地管理㈱の株式700万円を所有しています。
- 公団はこれら会社の株式にかかる評価減の実施、貸付金にかかる貸倒引当金の計上、債務保証にかかる債務保証損失引当金の計上などについて検討してください。
- (2) 次の資産・負債の厳格な査定について検討してください。
- 用地開発仮勘定及び土地に対する評価減及び減損会計の適用  
売上原価見返勘定の精算
- (3) 公益法人の営利企業の株式保有は、指導監督基準では、「原則として『公開市場を通じるポ・トフォリオ運用であることが明らかである場合』を除き原則として禁止」とされています。そして、経過処置等において、「処分が困難な株式を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式、保有している理由等を、毎年度『公益法人に関する年次報告書』に記載することにより、その実態を明らかにする。また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。」とされています。
- 公団はこれを踏まえ、株式の保有について再検討されるとともに、処分が困難な株式の保有については、その企業の概要を毎事業年度の事業報告書に記載することなどについて検討してください。

団体名	学校法人 伊藤学園		NO. 17
監査年月日	平成16年1月28日	所管部局	総務部
監査対象事項	私立幼稚園教育振興費補助金(中野中央幼稚園)	28,571,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	山ノ内町商工会		NO. 18
監査年月日	平成16年1月28日	所管部局	商工部
監査対象事項	小規模事業経営支援事業費補助金	25,407,000円	
監査結果	指導事項 小規模事業経営支援事業費補助金の対象経費である超過勤務手当について、証拠書類として必要な超過勤務命令簿が整理されていないものがありました。		

## (2) 書面監査

団体名	おんたけ交通 株式会社		NO. 19
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	企画局
監査対象	地方バス運行対策費補助金(生活交通路線維持費)	33,382,000円	

事 項	地方バス運行対策費補助金（車両購入費）	11,250,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

団 体 名	学校法人 聖啓学園		NO. 20
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	総務部
監査対象 事 項	私立幼稚園教育振興費補助金（しらかば幼稚園）	25,820,000 円	
	“ （上田北幼稚園）	30,731,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団 体 名	学校法人 三嶋学園		NO. 21
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	総務部
監査対象 事 項	私立幼稚園教育振興費補助金（杉の子幼稚園）	20,862,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団 体 名	社会福祉法人 信濃整肢療護園		NO. 22
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	社会部、衛生部
監査対象 事 項	肢体不自由児施設等整備事業補助金	26,972,560 円	
	民間社会福祉施設運営調整費支給金	11,879,000 円	
	社会福祉施設代替職員雇用事業補助金	2,756,040 円	
	社会福祉施設、設備近代化事業補助金	437,000 円	
	健康診断予防接種事業補助金	16,866 円	
	肢体不自由児施設稲荷山療育園建設資金借入金損失補償 （平成14年度未借入残額）	76,000,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団 体 名	社会福祉法人 長野県聴覚障害者協会		NO. 23
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	社会部
監査対象 事 項	長野県聴覚障害者ライブラリ - 管理運営委託	28,536,300 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団 体 名	社団法人 小諸北佐久医師会		NO. 24
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	衛生部
監査対象 事 項	看護師等養成所施設・初度設備整備事業補助金	85,401,000 円	
	看護師等養成所運営費補助金	12,268,000 円	
	医療施設施設等整備費補助金	1,987,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	社会福祉法人 長野南福祉会		NO. 25
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	衛生部
監査対象 事項	精神障害者社会復帰施設整備事業補助金		86,327,000 円
	精神障害者社会復帰施設運営事業補助金		39,074,531 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	社会福祉法人 長野りんどう会		NO. 26
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	衛生部
監査対象 事項	精神障害者社会復帰施設運営事業補助金		78,123,874 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	上松町商工会		NO. 27
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	商工部
監査対象 事項	小規模事業経営支援事業費補助金		24,207,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	小谷村商工会		NO. 28
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	商工部
監査対象 事項	小規模事業経営支援事業費補助金		22,885,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	信州新町商工会		NO. 29
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	商工部
監査対象 事項	小規模事業経営支援事業費補助金		20,591,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	豊野町商工会		NO. 30
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	商工部
監査対象 事項	小規模事業経営支援事業費補助金		22,991,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	野沢温泉商工会		NO. 31
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	商工部
監査対象事項	小規模事業経営支援事業費補助金		21,332,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

団体名	長野市稲田南土地区画整理組合		NO. 32
監査年月日	平成16年2月17日	所管部局	土木部
監査対象事項	組合区画整理事業補助金（道路築造工事）		136,850,000 円
	"（公園整地工事他）		51,300,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

## 5 所管部局に対する指導事項及び検討事項

監査対象団体の県の所管部局に対する指導事項及び検討事項は次のとおりです。

### (1) 指導事項

監査対象団体の監査の結果、監査対象団体の県の所管部局が留意を要するものについて、指導し改善を促しました。

#### ア 生活環境部

財団法人長野県文化振興事業団においては、平成13年度監査での指導事項が未だに改善されていないもの、事業団の財務規程に基づく会計処理がされていないもの及び決算書に計上誤りがあるものなど、会計事務に適切でないものがありましたので、これらについて適正な処理が行われるよう指導してください。

#### イ 商工部

(ア) 社団法人長野県観光協会の運営費補助金が過大に交付されていたので、速やかに返還の手続きをとってください。

また、補助金額の確定に当たっては、補助事業の確認を的確に行ってください。

(イ) 財団法人長野県中小企業振興公社への草の根創業支援基金出えん金が、未だ活用されていないので、関係機関と連携し基金の有効活用に努めてください。

### (2) 検討事項

監査対象団体の監査の結果、監査対象団体の県の所管部局が改善を検討する必要があると認められるものについて、検討を求めました。

#### ア 企画局

(ア) しなの鉄道株式会社の筆頭（支配）株主として、県民の理解を得ながら経営健全化対策の着実な実行に努めてください。

(イ) 長野県土地開発公社が長期保有している用地について、関係部局及び関係機関と連携し、早期処分に努めてください。

(ウ) 地方バス運行対策費補助金は生活交道路線確保のために交付されていますが、乗合バス事業者は通学定期の売上げの落ち込みなどにより、生活路線の採算が悪化しているなかで経営努力をされていると伺いました。

県としても、地球温暖化防止対策を推進するうえからも、市町村及び住民と連携し、公共交通機関の利用促進策について検討してください。

#### イ 総務部

私立幼稚園教育振興費補助金は、幼稚園の教員給与費及び園児数等や預かり保育推進事業等の取組状況を配分の基礎として交付されていますが、交付申請書及び実績報告書において、園児数等及び事業の内容を把握できるようになっていないので、補助金交付要綱の様式等の見直しについて検討してください。

#### ウ 生活環境部

(ア) 財団法人長野県文化振興事業団の寄付行為の目的及び事業によれば、文化施設について管理運営を事業とするのみで、文化事業における各文化施設の果たすべき役割は何か、また、その役割に対して現状は適合しているかといった、目的適合性の観点から検証されてきませんでした。

県の文化行政における各文化施設の役割を改めて検証し、その役割を踏まえた文化事業の推進に努めてください。

(イ) 財団法人長野県文化振興事業団に管理運営を委託している使用料収入（平成14年度2億3,344万円余）は、事業団の収入に計上されず、直接県の収入となっており、県からの管理運営委託料（平成14年度17億2,882万円余）が、事業団の収入となっています。また、決算書類においては、文化施設ごとの収支が分かりにくいものとなっています。このような財務会計処理は各文化施設の収支の実態と事業成果の検証に有効とはいえず、その結果、文化施設ごとの自主的な運営を妨げ、管理運営責任を曖昧にしてしまうことが懸念されます。

文化施設ごとの収支の明確化を図るほか、事業団の自主性が発揮できる委託方法等について検討してください。

(ウ) 県民文化会館など各文化施設の老朽化が進行しております。

財団法人長野県文化振興事業団の意見を十分反映された修繕計画について再検討し、県民へのよりよい芸術文化提供の場となるよう努めてください。

#### エ 商工部

長野県土地開発公社が長期保有している産業団地用地について、関係部局及び

関係機関と連携し、早期処分に努めてください。

オ 農政部

社団法人長野県畜産物価格安定基金協会の肉用子牛生産安定事業の生産者積立金造成に対する県からの助成金は、生産者への補てん金支給実績に応じて5年ごとに精算しているが、今期業務対象年間（平成12年度から平成16年度）が終了した時点で、いったん県分の精算金を受領した後、単年度ごとに予算措置し交付する方法について検討してください。

カ 土木部

(ア) 長野県道路公社の財務諸表は、地方道路公社法等に基づき作成されていますが、引当金などに道路公社特有の計上方法が採用されており、わかりにくいものとなっています。

県民に、より分かり易い財務諸表となるよう会計基準の改正について、関係省庁等への要請を検討してください。

(イ) 長野県土地開発公社が長期保有している土木関連用地について、関係部局及び関係機関と連携し、早期処分に努めてください。

キ 企業局

県は、浅間高原観光開発株式会社の株式5,600万円の所有と、7,000万円の貸付けを行っています。同社の平成15年2月期決算の貸借対照表では、従業員に対する退職給与引当金や賞与引当金が計上されていませんでした。また、コ・ス勘定（11億円余）については、今後、減損会計の適用を検討する必要があります。

これらを踏まえれば、平成16年2月期決算は厳しい決算が予想されますので、早急に抜本的な再建計画を立ててください。

6 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

(1) 県は、出資等をしている57の外郭団体について見直しを行うこととし、平成16年2月2日に長野県行政機構審議会から「県の外郭団体の見直しについて」答申がされました。県は、今後、これら外郭団体ごとの「改革基本方針」を定め、外郭団体とともに具体的な改革の計画を作成する予定と伺っています。

よりよき県民益となる「改革基本方針」等の策定をされますよう期待します。

(2) 県が出資等をしている公益法人等が、その公益活動を行って行くためには広く県民の理解を得る必要があります、そのためには、自らの業務内容及び財務等に関する情報を自主的に公開することが大切です。

既に、指導監督基準等に基づき団体の事務所等において情報公開がされていますが、県及び団体においては、ホ・ムペ・ジの活用などを通じ、より一層の情報公開に努められるよう要望します。

(3) 財政的援助等を行っている多くの団体のうち、今回は32団体について監査を実施しました。

県は、今回の監査対象団体以外の団体についても、監査の結果を踏まえ、財政的援助等を行っている当事者としての指導監督能力を発揮され、適切に対応されるよう要望します。

監査委員事務局